

## (新制度) 監査等委員会設置会社の特徴

---

平成 25 年 11 月 29 日において、国会に提出された「会社法の一部を改正する法律案」では、会社における新たな組織形態として「監査等委員会設置会社」(従前の仮称は監査・監査委員会設置会社)が設計されています。

監査等委員会設置会社は、公開会社が採用できる監査役会設置会社と指名委員会等設置会社(従前の呼称は委員会設置会社)の中間に位置する、第三の機関設計とされ、その活用が図られています。

ここでは、新制度である監査等委員会設置会社の主な特徴を、以下記載します。

### ① 監査役会設置会社における社外監査役、さらに社外取締役を置くことの負担

従来の監査役会設置会社においては、社外監査役となる人材を確保することに加え、社外取締役を置く方針を取ると、社外取締役の確保も必要とされていました。しかし、監査等委員会設置会社では、最低2名の社外取締役の選任で足りることになっています。社外取締役導入が叫ばれる中、人材確保の点で配慮された形となっております。

### ② 指名委員会、報酬委員会を機関として設けない

指名委員会等設置会社では、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の3つの委員会の設置が必要となります。しかし、社外取締役が過半数を占める指名委員会と報酬委員会が、取締役の指名や報酬決定を行うことについて、それが日本の実務ではなかなかなじまないためか、指名委員会等設置会社は浸透しませんでした。

そこで、監査等委員会設置会社では、指名委員会と報酬委員会を設けなくてもよい機関設計とされています。ただ、このことからくるガバナンス低下の措置として、監査等委員会の独立性、株主総会での意見陳述権の確保が図られています。

### ③ 業務意思決定の迅速化

監査等委員会設置会社では、取締役の過半数を社外取締役とするか、定款に定めた場合は、取締役会の権限を取締役に大幅に委任する選択肢を設計しています。

### ④ 監査等委員会の妥当性監査

監査役会設置会社の監査権限は、原則として適法性監査に留まることになっておりますが、監査等委員会の監査権限は妥当性監査にまで及ぶことになっております。

---